



# 島根県報

平成20年 1 月 8 日 (火)  
第 1,946 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(       "       )	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(       "       )	2
県営土地改良事業計画の変更	( 農 村 整 備 課 )	2
換地計画書の縦覧	(       "       )	3
解除予定保安林	( 森 林 整 備 課 )	3
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定	( 経 営 支 援 課 )	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	( 環 境 生 活 総 務 課 )	4
開発行為に関する工事の完了 ( 2 件 )	( 都 市 計 画 課 )	4

### 教委公告

島根県立隠岐高等学校の電子計算組織の購入に係る一般競争入札の実施	( 教 育 施 設 課 )	5
島根県立江津工業高等学校のCADシステムの購入に係る一般競争入札の実施	(       "       )	6

### 収用委告示

収用及び使用の裁決手続の開始の決定		8
-------------------	--	---

## 告 示

### 島根県告示第 3 号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 M A S A 商事	浜田市高佐町532番地 2	なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532番地 2	平成19年 12月 1 日

### 島根県告示第 4 号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年 1 月 8 日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
田中歯科医院	浜田市蛭子町59	平成19年12月31日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	八重垣にじのステーション	松江市佐草町456-1	平成19年10月31日

島根県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年1月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
田中 瑞穂	浜田市蛭子町59	居宅療養管理指導	田中歯科医院	浜田市蛭子町59	平成19年12月31日
田中 瑞穂	浜田市蛭子町59	介護予防居宅療養管理指導	田中歯科医院	浜田市蛭子町59	平成19年12月31日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	訪問看護	八重垣にじのステーション	松江市佐草町456-1	平成19年10月31日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	介護予防訪問看護	八重垣にじのステーション	松江市佐草町456-1	平成19年10月31日

島根県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、荒茅地区を受益地域とする区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年1月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称  
荒茅地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 縦覧の場所  
出雲市役所

## 島根県告示第 7 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う江津地区田原工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧の期間

平成20年 1 月 8 日から21日間

## 3 縦覧の場所

江津市役所

## 島根県告示第 8 号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 解除予定保安林の所在場所

出雲市所原町字投石3909 - 5、字投石西平4457 - 21

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 解除の理由

農道用地とするため

## 2 (1) 解除予定保安林の所在場所

出雲市所原町字投石西平4457 - 22

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 解除の理由

指定理由の消滅のため

## 島根県告示第 9 号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第 1 項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第36条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 松江市東朝日町151、151 - 20、151 - 50、151 - 59、151 - 65

## 2 松江市朝日町661

## 3 松江市朝日町461 - 4、461 - 5、461 - 14、472 - 2 の一部、478 - 2 の一部、592 - 1、592 - 3

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日  
平成19年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人きずな
- 3 代表者の氏名  
岡崎 茂喜
- 4 主たる事務所の所在地  
島根県益田市須子町3番1号
- 5 従たる事務所の所在地  
島根県益田市美都町都茂1885番地
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、自宅やグループホーム等地域で生活する障害者が作業所に通所することによって、共同で作業や交流を行い、利用者が健康で文化的な自立した社会生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。
- 7 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 8 縦覧期間  
申請書を受理した日から2月間
- 9 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
安来市赤江町字寺下1546番地4  
面積 426.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市赤江町1547番地10  
中井 登代夫

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

平成20年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

江津市後地町2960番 1、3348番40、3348番107、3348番108、3348番110～115、973番、974番 1、974番 2

面積 13,201.00平方メートル( 2 工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市浅利町72

浅利観光株式会社

代表取締役 植田 稔

## 教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成20年 1 月 8 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立隠岐高等学校電子計算組織 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年 3 月18日(火)

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原 1 番地 島根県立隠岐高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第 4 号)第 4 条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 5416）
  - (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
平成20年1月8日から平成20年1月10日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は午前8時30分から午後5時までとする。
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日 時 平成20年1月31日（木） 午後1時30分から  
イ 場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室  
ウ その他 郵便による入札は認めない。
- 4 その他
- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月23日（水）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
  - (6) 契約書の作成の要否  
要する。
  - (7) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (8) 再度入札  
再度入札は、2回まで行うものとする。
  - (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成20年1月8日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量

島根県立江津工業高等学校CADシステム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年 3 月25日 ( 火 )

(4) 納入場所

島根県江津市江津町1477 島根県立江津工業高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額 ( 当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 ) を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱 ( 昭和45年島根県告示第 4 号 ) 第 4 条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階

島根県教育委員会教育施設課 ( 電話0852 - 22 - 6602 )

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成20年 1 月 8 日から平成20年 1 月10日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成20年 1 月31日 ( 木 ) 午後 1 時45分から

イ 場 所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

ウ その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月23日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

収用委員会告示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成20年1月8日

島根県収用委員会会長 大賀良一

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

県道久城インター線久城工区道路改良工事(島根県益田市久城町地内)及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 島根県益田市久城町

(単位: m<sup>2</sup>)

地番	地目		地積		収用し、又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1297番2	墓地	墓地	12	12.58	12.58	収用	
378番9	墓地	墓地	98	98.56	5.43	収用	・一部(その区域は別図のとおり)別図略
					5.86	使用	・一部(その区域は別図のとおり)別図略 ・使用の方法 仮設構造物、排水施設及び工事期間中の安全施設設置のために、地表を使用する。 ・使用の期間 権利取得の時期より2年間

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし 亡 福原利兵衛 法定相続人の全員又は一部の者

( 判明している法定相続人の氏名及び住所は別表のとおり )

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年12月20日

別表

整理 番号	氏 名	住 所
1	松原 良二	島根県益田市久城町412番地28
2	宮内 千枝子	島根県益田市遠田町2959番地 4
3	福原 稔	島根県益田市久城町257番地
4	大畑 トモ子	島根県益田市下本郷町821番地 1
5	齋藤 セツ子	島根県益田市久城町802番地26
6	大畑 昇太郎	島根県益田市下本郷町821番地 1
7	齋藤 甚之助	( 戸籍附票記載の住所 ) 島根県益田市乙吉町イ595番地 ( 居所 ) 島根県益田市神田町278番地 長嶺良保 方
8	齋藤 清士	島根県益田市久城町253番地
9	齋藤 マツ子	島根県益田市久城町721番地 7
10	齋藤 忍	島根県益田市久城町721番地 7
11	福原 明	島根県益田市久城町266番地 1
12	松原 高一	島根県益田市津田町1333番地
13	永岡 喜代子	島根県益田市津田町1291番地
14	田原 桂子	島根県益田市遠田町2416番地 3
15	川崎 松導	島根県益田市木部町イ1330番地 1
16	川崎 幸治	島根県益田市遠田町3083番地 2
17	川崎 眞澄	島根県益田市遠田町3108番地 5
18	川崎 義雄	島根県益田市木部町イ1339番地 4
19	大谷 千代子	島根県益田市水分町8番17号
20	福原 信二	島根県益田市高津五丁目 7 番 3 号
21	佐々木 和子	島根県益田市高津町口437番地25
22	大畑 利美	島根県益田市赤城町 1 番 5 号
23	長嶺 芳枝	島根県益田市神田町イ278番地
24	宮内 久美恵	島根県益田市戸田町イ528番地 1
25	寺戸 ヨシエ	島根県益田市元町19番 7 号
26	又賀 愛子	島根県益田市土田町89番地 2
27	岡 勝代	島根県益田市有明町 4 番54号
28	草野 忠俊	島根県益田市種村町イ704番 6 地
29	草野 文江	島根県益田市下種町1199番地12
30	草野 知幸	島根県益田市下種町1199番地12

31	佐藤 博子	大阪府池田市天神1丁目2番18-301号
32	川崎 房代	島根県益田市薄原町口50番地
33	浅井 清	島根県益田市高津一丁目17番1号
34	大畑 仁喜	島根県益田市中島町イ1428番地3
35	大畑 軍人	島根県益田市中島町イ790番地3
36	大畑 トラ子	島根県益田市中島町イ1440番地
37	細川 悦子	島根県益田市中島町イ1440番地
38	波田地 イマヨ	島根県益田市中島町イ1025番地
39	大畑 アサコ	島根県益田市中島町イ1442番地1
40	大畑 洋子	島根県益田市中島町イ1442番地1
41	大畑 謙太郎	島根県益田市中島町イ1361番地40
42	又賀 キクヨ	島根県益田市中島町イ1407番地7
43	松原 豊	山口県下関市梶栗町五丁目12番2号
44	西木 キクラ	山口県下関市三河町6番27号
45	野村 忠司	山口県下関市長府浜浦町12番6号
46	野村 忠弘	山口県下関市南部町16番12号
47	大畑 政成	山口県下関市綾羅木新町二丁目14番13号
48	又賀 義徳	山口県下関市彦島江の浦町二丁目3番13号
49	水津 麗子	山口県下関市彦島江の浦町四丁目11番5号
50	齋藤 貴美子	山口県下関市大学町四丁目2番R3-104号 市営大学町住宅
51	山田 寿子	山口県下関市彦島山中町二丁目13番22号
52	山田 ヒナコ	広島県広島市中区江波東二丁目四番二四号
53	大畑 耕三	島根県益田市中島町イ1442番地1
54	津田 よし子	広島県広島市南区東雲3丁目3番28-901号
55	吉元 孝子	広島県広島市安佐南区西原二丁目七番二四-一三号
56	松原 治美	大阪府高槻市芝生町2丁目64番35号
57	福田 ミエ子	大阪府大阪狭山市西山台5丁目5番3-408号
58	福田 昌伸	大阪府大阪狭山市西山台五丁目三番三十四-一〇三号
59	石川 美重子	大阪府堺市南区晴美台四丁目1番7-1008号
60	福原 義忠	東京都足立区六町三丁目7番7号
61	保田 和美	東京都府中市紅葉丘一丁目11番地の63
62	齋藤 全	東京都小平市鈴木町2丁目868番地 S.シャトレ小平201号
63	齋藤 紀美子	東京都小平市鈴木町1丁目123番地の30
64	吉澤 幾久子	東京都練馬区東大泉6丁目3番17号
65	佐々木 征男	東京都練馬区南大泉3丁目31番17号
66	佐々木 富美子	東京都練馬区南大泉4丁目30番33-214号
67	永江 治美	東京都東久留米市学園町二丁目16番1号
68	佐々木 千之	東京都府中市北山町3丁目20番地の1 北山ヴィレッジD-1
69	佐々木 誠	東京都練馬区関町北3丁目43番11号
70	大畑 二三郎	神奈川県相模原市津久井町烏屋257番地5
71	齋藤 雄孝	千葉県流山市南流山1丁目18番地の6 ドミール山崎102
72	齋藤 玲	神奈川県川崎市多摩区登戸3225番地 第一あづまコーポ2-3

73	齋藤 篤	神奈川県相模原市中央 4 丁目 9 番 5 号
74	大石 貴子	神奈川県川崎市中原区上小田中 1 丁目 28 番 3 - 310 号 S・H プラントール
75	寺戸 ヤエノ	愛知県一宮市笹野字二本茶木 72 番地 1
76	佐野 弘	京都府長岡京市長岡 2 丁目 25 番 34 号
77	澤田 由美子	京都府京都市左京区大原来迎院町四五四番地
78	佐々木 康之	兵庫県神戸市東灘区西岡本 6 丁目 11 番 10 - 203 号
79	三浦 千鶴子	福岡県北九州市八幡東区清田二丁目 2 番 15 号
80	瓜生 玲子	福岡県福岡市西区姪浜駅南 4 丁目 1 番 19 - 308 号
81	武安 幸枝	福岡県北九州市門司区清見 1 丁目 4 番 5 号
82	今井 宰	鹿児島県日置市東市来町湯田 2147 番地 2
83	久保田 順子	宮崎県宮崎市大字新名爪 218 番地 5
84	新名 康子	宮崎県延岡市山下町 2 丁目 3998 番地 92
85	黒瀬 育江	奈良県奈良市西登美ヶ丘七丁目八番一号
86	山本 民子	島根県浜田市三隅町岡見 1236 番地 2
87	濱元 七郎	島根県浜田市三隅町岡見 1953 番の内 2 地
88	田村 ミチ子	島根県浜田市三隅町西河内 968 番地
89	田原 百合子	島根県松江市西川津町 3548 番地 4
90	佐々木 興	東京都練馬区関町北 3 丁目 43 番 11 号
91	亡 福原重太郎相続財産管理人 柳尾 悦子	島根県益田市向横田町口 128 番地

